

令和7年度おおさか環境デジタルメディア学生コンテスト 募集要項

1 趣旨

気候危機など様々な環境問題への理解と行動を促すため、公共施設のデジタルサイネージ、webサイト等で活用できる環境に関するデジタルポスターを公募し、次世代を担う若者（学生等）の独創性のある優秀な作品を、府域の様々な場所における環境啓発に広く活用します。

2 主催

大阪府、豊かな環境づくり大阪府民会議

3 募集作品のテーマ

以下、豊かな環境づくり大阪府民会議の「行動テーマ」のいずれかに則したデザインとしてください。

（1）脱炭素社会への転換

気候変動が世界的に危機的状況にあることをすべての主体が認識し、化石エネルギー依存から脱却し、2050年までに二酸化炭素の排出量が実質ゼロとなる“脱炭素社会”への転換を図るため、ビジネススタイルやライフスタイルの変革を大胆に進めていきます。

（2）循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用等により、資源消費を抑制し環境負荷を低減するため、一人ひとりのライフスタイルの変革や、サーキュラーエコノミーなど社会経済活動の転換に向けた取組みを進めていきます。プラスチックごみによる海洋汚染対策を率先して進め、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の達成に貢献します。

（3）自然と調和した地域づくり

大都市である大阪において、各主体の協働のもと、世界の生物多様性に配慮した経済・社会活動、身近な自然環境の保全・再生、豊かな水辺やみどりの空間の確保を通じて、生物多様性を保全し、ヒートアイランド現象が緩和される、自然と調和した地域づくりに向けた取組みを進めていきます。

※募集作品のテーマに関わる具体的な行動については、当募集要項の5ページにある、豊かな環境づくり大阪府民会議の「重点行動（36項目）」を参考にすることも可能です。

4 募集期間

令和7年6月20日（金曜日）～9月30日（火曜日）

5 作品規格

データフォーマット： JPEG、JPG、PNG、TIFF もしくは PDF のいずれか

画 像 サ イ ズ： **■横型の液晶画面用のデザイン**

横：1920ピクセル×縦：1080ピクセル（データ容量 10MB 以内）

■縦型の液晶画面用のデザイン

横：1080ピクセル×縦：1920ピクセル（データ容量 10MB 以内）

解 像 度： 72dpi 以上

カラーモード： RGB

※写真を用いた作品も可。ただし、環境メッセージ等を加筆・付加したものに限る。（組写真は不可）

※データ容量が 10MB を超える場合は、必ず 10MB 以内に圧縮して提出してください。

6 応募資格・条件

- 応募者は、以下のいずれかに該当する者を対象とします。
 - ・ 府内の小学校、中学校、高等学校、大学等に在籍する学生等
 - ・ 府内在住で、府外の小学校、中学校、高等学校、大学等に在籍する学生等
- 応募は無料ですが、作品の制作費及び通信費・送料など、応募に係る一切の費用は応募者の負担となります。
- 応募は、1人1作品までとします。
- 応募作品は返却できませんのでご了承ください。
- 応募の前に必ず「**11 注意事項**」をご確認ください。

7 応募方法

次の方法によりご応募ください。

インターネットによる申込み

当コンテストの応募フォームに必要事項を記入の上、作品データを添付（アップロード）の上、ご応募ください。

〔応募フォーム URL〕

<https://pref-osaka.form.kintoneapp.com/public/r7okdmgc-entry>

※応募にあたっては、応募者に代わって、団体・学校関係者が申込みすることも可能です。
ただし、応募者ごとに1作品ずつ申込みしてください。

■応募に関するご質問

応募に関するご質問は、全て電子メールにて受け付けます。なお、回答につきましては、数日以内に当コンテストのウェブサイトに掲載した上で、質問を受け付けたメールへの返信により回答の掲載をお知らせします。

（質問送付先メールアドレス）eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

（メールの件名）「おおさか環境デジタルメディア学生コンテスト」募集に関する質問について

8 審査・表彰

（審査日程）

1次審査を経て、最終審査は令和8年1月中を予定しております。

※選考に関する問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

（審査委員）

豊かな環境づくり大阪府民会議運営委員・会員、弁理士等で構成します。

（審査結果）

入賞者には、個別にご連絡いたします。（令和8年1～2月）

事務局から連絡が無い場合は、選外となりますのでご了承ください。

なお、審査結果は大阪府ホームページに掲載します。

（表彰式）

開催日：令和8年2～3月 ※表彰者に個別に通知します。

場 所：大阪市内

9 賞

当コンテストでは、応募全作品から最優秀賞（1 作品）、優秀賞（5 作品程度）を授与する予定です。各賞には、賞状を授与します。

○最優秀賞（1 作品） ○優秀賞（5 作品程度）

10 受賞作品の活用

受賞作品は、大阪府内のデジタルサイネージでの放映や、web サイト掲載や SNS による作品の発信などを行う予定です。作品の具体的な利用については、「豊かな環境づくり大阪府民会議」のホームページでお知らせします。

11 注意事項

【共通事項】

- 応募作品は、日本国内での利用を前提としますので、特に外国語ないしカタカナの使用にあたっては、一般に理解できる言葉や表現とするようにしてください。
- 応募作品は、応募者自身が制作した国内外未発表のものに限ります。
- 応募内容に虚偽もしくは本要項に記載の応募に係る条件への不適合が認められた場合、審査対象外とします。また、受賞作品としての選考後でも、権利を無効とする場合があります。
- 受賞作品は、大阪府のホームページ等で紹介するほか、大阪府の広報活動などにも利用されます。
- 主催者の重過失に起因する場合を除き、本コンテストに応募したことに関連して応募者が何らかの損害を被った場合は応募者本人が対処することとします。
- 未成年の方が応募する場合には、親権者の同意が必要です。
- 次に掲げる事項に、該当する又は該当するおそれがあると主催者が判断した応募作品は、審査対象外とします。
 - 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
 - 個人のプライバシーを侵害するもの又は個人、企業、団体等を誹謗・中傷するもの
 - 第三者の著作権、商標権その他の知的財産権ならびに肖像権を侵害するもの
 - 企業、商品等の宣伝又は政治目的、宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝若しくは勧誘を意図するもの
 - 公序良俗に反するもの
 - その他主催者が不適切と判断したもの

作品の応募にあたっては、著作権や肖像権など、第三者の権利を侵害しないよう、応募者の責任において注意してください。特に、次のような事例については、権利侵害がないか十分に確認してからご応募ください。

- ・人の顔や姿が写っている
- ・キャラクターが写っている
- ・第三者の作品が写っている
- ・音楽を含んでいる

【知的財産権に関する共通注意事項】

- 応募作品は、作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
- 受賞作品の日本および世界の全ての国における意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条所定の権利を含む）に関する全ての権利は、主催者である大阪府に帰属します。

ただし、製作者が、デザイン年鑑・作品集・ウェブサイト等で自身の作品として紹介・掲載することを制限するものではありません。

- 受賞作品の応募者は、受賞作品に関し著作権者人格権を行使しないものとします。
- 受賞作品の使用権は主催者に帰属し、主催者、豊かな環境づくり大阪府民会議会員などによる展示、出版物、ホームページ、SNS、動画公開サイトへ公開、上映、放送させていただく場合があります。
- 受賞作品以外の作品については、知的財産権等全ての権利は原則として応募者本人に帰属します。ただし、応募者は、主催者が事業として応募作品を紹介したり、記録するために使用したりすることを認めるものとします。
- 受賞作品が既発表の作品と同一または酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）は、受賞作品として決定後であっても採用を取り消す場合があります。
- 応募にあたり、第三者との間に権利（著作権、商標権、肖像権他、関連する権利一切を指します）侵害等の問題（紛争やその紛争の処理等）が生じた場合には、応募者自身が自らの費用と責任で当該紛争等を解決するものとし、主催者は責任を負いません。万一、主催者と第三者の間に紛争が生じた場合、発生する費用を応募者に請求します。

【写真を使用した作品に関する注意事項】

- 次に掲げる事項においては、応募者本人の責任に帰属し、主催者は一切責任を負いません。
 - 応募作品に著作物、企業名・商品名、商標等が含まれる場合、権利者への承認手続きや規定内での利用等を必ず行うこと。
 - 応募作品に映っている人物の肖像権等を侵害することのないよう、応募前に応募者の責任において確認すること。
 - 撮影が禁じられている場所での撮影は厳禁です。また、撮影に当たっての注意事項や条件がある場合は、それらを遵守すること。
 - 撮影においては、迷惑行為や危険行為を行わないよう十分注意すること。

1 2 個人情報の取り扱い

- 主催者である大阪府は個人情報の保護法令を遵守し、本公募の応募者の個人情報を取り扱います。
- 主催者は個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、個人情報を取り扱います。
- 本募集の実施にあたり取得した個人情報は、受賞作品の発表、受賞に関する通知や記念品の発送、または応募状況の確認等、本件に関する事のみを使用します。
- 取得した個人情報は、主催者である大阪府にて管理し、本人の同意無しに第三者に開示・提供することはありません。（法令等により開示を求められた場合を除く。）

1 3 問合せ先

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 府民共創グループ
おおさか環境デジタルメディア学生コンテスト担当

（電 話 ） 06-6210-9288（ダイヤルイン）
（ファックス） 06-6210-9259
（Eメール） eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

豊かな環境づくり大阪府民会議の「重点行動（36項目）」

I 環境に配慮した消費・調達の推進

- 1 商品やサービスの生産や供給において、世界の資源やエネルギーを消費し、また世界の生物多様性に負荷を与えていることを理解して、エコマーク商品や大阪府認定リサイクル製品など、環境ラベルを確認して選択する。
- 2 事業活動においてグリーン購入を徹底し、環境に配慮した調達や発注を行う。
- 3 ものとは「大切に長く使う」ことをまず考え、本当に必要なものだけ買う。
- 4 使い捨て容器を使用しない商品や、詰め替え・はかり売り商品などを選ぶ。
- 5 事業者は、環境に配慮した商品の開発・販売や、環境ラベリングなどの環境情報開示を促進する。
- 6 府内産農林水産物の「大阪産(もん)」など、輸送の環境負荷を軽減する地産地消を推進する。

II 資源効率性を高める消費行動と3Rの推進

- 7 フリーマーケット、リサイクルショップ、ICTを活用したシェアリングサービスの活用など、ごみを出さない消費生活スタイルを実践する。
- 8 マイバッグ、マイボトルの携帯や、マイ容器・リユース容器の使用などにより、プラスチックごみを削減する。
- 9 プラスチックごみをはじめ、資源廃棄物の分別に取り組み、一般廃棄物の可燃ごみを減らす。
- 10 WEB会議や電子データの活用等により、職場でのペーパーレスを徹底する。
- 11 食品の期限表示や正しい保存方法の理解、適量の買い物、無駄のない調理等により、食品ロスを削減する。
- 12 イベントにおいて再生資材の活用や、設営資材の再利用を進める。

III 脱炭素に向けた意識と行動変革

- 13 世界的な気候変動の危機的状況に関心を持ち、理解を深め、行動を変える。
- 14 ものの生産や供給、サービス提供に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けて、開示情報に関心を持ち、賢い消費の選択や、調達先への働きかけを行う。
- 15 事業者は脱炭素経営に向けた戦略を検討し、方針の表明に努める。また、取引先や投資先事業者等における脱炭素に向けた取組みに関心を持つ。
- 16 照明等のこまめなスイッチオフ、冷暖房温度設定の確認など、あらゆる場面で省エネを徹底する。エネルギー消費量の把握に関心を持ち、「見える化」を検討する。
- 17 照明、空調、給湯等エネルギー機器の導入・更新・買換え時には省エネ性能の高い機器を選択する。
- 18 建物の新築・改築時にはZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を検討・実施するとともに、再エネ設備等の導入、高断熱化を進める。
- 19 再生可能エネルギー比率が高くCO2排出係数が低い電気を選択する。

IV 環境に配慮した移動・輸送手段の選択

- 20 公共交通機関の利用や自転車・徒歩により、自動車の利用を減らす。自動車や自転車のシェアリングサービスの活用や、鉄道・船舶など環境負荷の少ない移動・輸送手段の選択を進める。
- 21 自動車を使用するときは、ふんわりアクセル発進、減速時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、車両の点検・整備等のエコドライブを徹底する。
- 22 車の購入や借用、配送手段指定の際には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等のZEV（ゼロエミッション車）の選択に努め、ZEVが困難な場合でもハイブリッド車を含む電動車を選択する。
- 23 WEB会議やオンラインイベント手法の活用等により、移動を伴わない活動スタイルの採用を検討する。
- 24 宅配便の受け取り時間指定や宅配ロッカーの利用などにより、再配達を減らす。

V 自然環境の保全とふれあいの推進

- 25 生物多様性の重要性について学び、身近な人に伝える。
- 26 身近な自然を見つめなおして、自然の大切さを考える。
- 27 野鳥や植物などの観察会等を通じ、自然とふれあう機会を増やす。
- 28 森林や里山などの自然保全活動に取り組む。
- 29 河川や海岸の美化・清掃活動など積極的に参加する。
- 30 自然の中で行う行事や活動では不必要な草木の採取や自然を破壊しないことを徹底する。
- 31 農林漁業体験等を通じ、いのちを育む農空間や海的重要性を考える。

VI 豊かなみどり空間づくりの推進

- 32 花や草木の栽培、生垣の設置など身近な場所での緑化に取り組む。
- 33 地域の緑化や植樹活動等に積極的に参加する。
- 34 建物・工場などの敷地内や屋上、壁面の緑化に取り組む。
- 35 地域の在来種を活用した緑化に取り組む。
- 36 多くの人の目に触れ、快適に歩ける緑陰を創る。